

## **[事案 28-71] 損害賠償請求**

・平成 29 年 1 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人が、申立人の個人情報、募集人の配偶者に漏洩したことにより精神的苦痛を被ったとして損害賠償を求め、また、契約の失効について事前通知がなかったとして失効の撤回を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 7 月に契約した終身保険について、以下のとおり求める。

- (1) 募集人が、入院給付金請求手続きの際に知った自分の病院退院の事実を、募集人の配偶者（自分の職場の同僚）に漏らしたことにより、自分の勤務先に知られてしまい、そのことが体調を崩し再入院の原因となったので、損害を賠償してほしい。
- (2) 契約は、2 か月連続で保険料の引き落としができなかったため失効したが、事前に何の通知もなく失効したのは、納得できないので、失効を撤回してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件漏洩には違法性がなく、また、漏洩と申立人の体調悪化との間には因果関係がない。
- (2) 契約の失効前には、保険会社からの失効予告通知が申立人に到達しているはずである。

### **<裁定の概要>**

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人および募集人に対して、情報漏洩時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、漏洩の事実があったことは争いがないが、漏洩と体調悪化、ひいては再入院との間の因果関係は認定できないことから、損害賠償請求は認められないこと、契約の失効前に何の通知もなかったという事実は認められず、失効を撤回すべき特段の事情がないため、失効の撤回は認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。